

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和35年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月30日から同年6月1日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和35年1月にA社B支店のC出張所であったD事業所に営業担当責任者として入社し、B支店における厚生年金保険の被保険者資格を取得した後、D事業所が厚生年金保険の適用事業所となる同年6月1日まで、B支店で被保険者であったはずであり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、A社B支店(所在地、B市)での厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和35年5月30日から、D事業所(所在地、E市)で同資格を取得した同年6月1日までの被保険者記録が無いが、申立人及び申立期間当時のD事業所の複数の同僚の供述から、申立人は、35年1月にD事業所に入社し、37年5月に退職するまで一貫してD事業所で自動車の販売営業に従事していたことが認められる。

また、申立人が勤務していたD事業所は、申立人によれば、A社B支店のC出張所としても機能していたとしており、現に事実上D事業所を取り仕切っていた事業主の息子、工場長及び申立人の3人のD事業所幹部(以下、「幹部ら」という。)は、A社B支店の被保険者として昭和35年1月10日から同年5月30日まで厚生年金保険の加入記録が認められる。

さらに、申立人及び当時の同僚は、「幹部らは、他のD事業所の従業員と同様、入社から退職するまでE市内で勤務し、D事業所から毎月の給与の支給を

受けていたと思う。」と供述している。

加えて、オンライン記録によると、D事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年6月1日であり、同日に幹部らを含む9人が被保険者資格を取得しているが、幹部らの身分や業務内容に変化があったとは考え難いことから、給与の実質的な支払者であるD事業所が同年5月分の厚生年金保険料のみを給与から控除していなかったと考えるのは不自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和35年4月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B支店はすでに解散しており、当時の事業主及び事務担当者の所在も確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和42年9月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA市役所における資格取得日に係る記録を42年9月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB法人における資格取得日に係る記録を昭和42年12月1日に訂正し、当該期間のうち同年12月及び43年1月の標準報酬月額を1万4,000円、43年2月及び同年3月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、申立期間①の事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。また、申立期間②の事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月6日から同年12月1日まで  
② 昭和42年12月1日から43年4月1日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間①については、A市役所に臨時職員として勤務した全期間の記録が無い。また、申立期間②については、B法人で臨時職員として勤務していたが、正職員となった昭和43年4月1日以降の記録しか無い。

両期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A市が保管する「臨時的任用発令通知書」により、申立人は、昭和42年6月6日から同年11月30日まで(雇用契約は、42年6月6日から同年7月5日まで、42年7月6日から同年8月31日まで、42年9月1日から同年10月31日まで及び42年11月1日から同年11月30日まで)、A市C課に臨時職員として勤務していたことが確認できる。

また、A市では、臨時職員の厚生年金保険への加入基準について、「昭和42

年4月10日以降、現在まで、内規により『法令に定めるところにより取り扱うもの』としており、申立期間当時、申立人についても、勤務期間が2か月を超えた時点から厚生年金保険に加入させていた可能性は考えられる。」と回答している。

事実、昭和42年4月1日から同年9月30日までの半年間において、A市役所で厚生年金保険の加入記録が確認できる臨時職員のうち、20人の職員に係る人事記録を任意に抽出して検証したところ、2か月の期間を定めて雇用される職員については厚生年金保険に加入させている上、2か月以上の期間を定めた雇用が終了した後、引き続き雇用される場合は1か月の雇用期間であっても厚生年金保険に加入させていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立人が在籍したA市C課で勤務していた厚生年金保険の加入記録のある同僚（臨時職員）3人は、いずれも、「身分や勤務形態は申立人と同様であった。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和42年9月1日から同年12月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当時の同僚（臨時職員）の標準報酬月額及び申立人の給与日額から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届が提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年9月から同年11月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和42年6月6日から同年9月1日までの期間の事業主による申立人の厚生年金保険料の控除については、当該期間はA市の内規から厚生年金保険の加入基準を満たしていなかったものと推認される。

このほか、当該期間の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①のうち、昭和42年6月6日から同年8月31日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、B法人が保管する人事記録により、申立人は、昭和42年12月1日から43年2月29日まで、B法人に臨時職員（事務補助者）と

して勤務していたことが確認できる。

また、昭和 43 年 3 月 1 日から同月 31 日までの期間についても、B 法人は、申立人を同年 2 月 19 日付け昇給通知書により同年 2 月 1 日付けで昇給させている上、43 年 4 月 1 日からは正職員（主事）として採用していることから、申立人は引き続き勤務していたものと推認できる。

さらに、B 法人では、臨時職員の厚生年金保険への加入基準について「現在は、法令に従って厚生年金保険に加入させている。申立期間当時の加入基準については、関係資料が廃棄されているため詳細は不明であるが、当時も法令を遵守していたのではないか。」と回答しているところ、申立人は、上記人事記録により 3 か月の雇用契約を締結していたことが確認できるとともに、申立期間当時、B 法人で勤務していた厚生年金保険の加入記録がある申立人の複数の同僚も、「申立人の勤務形態は他の職員と同様にフルタイム勤務であった。」と供述していることから、当時、申立人は、B 法人の厚生年金保険の加入基準を満たしていたものと考えるのが相当である。

加えて、B 法人に昭和 42 年 6 月から 45 年 12 月までの間に勤務したことが確認できる申立人以外の臨時職員 5 人のうち、2 か月の期間を定めて雇用された臨時職員 1 人を除く 4 人は、いずれも 2 か月を超える雇用期間を定めて雇用されていたことが確認できるところ、雇用期間当初から厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の臨時的任用発令通知書及び昇級通知書による給与日額から、昭和 42 年 12 月及び 43 年 1 月は 1 万 4,000 円、43 年 2 月及び同年 3 月は 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成19年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月31日から同年2月1日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。A事業所には平成19年1月31日まで勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する賃金台帳、出勤簿及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が平成19年1月31日まで申立事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における平成18年12月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は誤って平成19年1月31日資格喪失と届け出たとしていることから、社会保険事務所は申立人に係る同年1月分の保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から同年7月まで  
申立期間の国民年金保険料については、私の父親が、近所の銀行の窓口で毎月納付してくれていたはずであり、未納の記録となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む平成6年3月11日から同年8月22日まで国民年金の被保険者となっているところ、これは10年11月18日付けの処理により、6年3月11日にさかのぼって資格を取得したことが確認できることから、申立期間当時は、国民年金に未加入であるほか、加入手続を行った時点では、申立期間は時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は生誕から現在までA市内に居住していることから、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、同居していた申立人の母親は、申立期間の保険料納付が確認できるものの、「自分の国民年金保険料は、申立人とは別に郵便局で納付していたので、申立人の当時の保険料の納付状況は分からない。」と供述しており、申立期間に申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる供述は得られない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は故人であることから、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である上、申立人の父親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月12日から11年7月16日まで  
申立期間について、A社からの派遣社員としてB社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録から認められる。

しかし、A社（平成21年12月31日解散）の法務書類を継承したC社では、申立期間当時の資料は既に廃棄しており、申立人の勤務状況等を確認することはできないが、同社の担当者は、「詳細は不明であるが、A社は、労働保険については仕事上のけがなどを考慮して加入していたが、負担が多い厚生年金保険は本人の意志に任せていたと聞いたことがある。」と供述している。

また、申立人は会社と厚生年金保険の加入について話し合った記憶は無いとしているところ、オンライン記録においてA社での厚生年金保険の加入記録が確認できる申立人の当時の同僚に確認したところ、「A社採用時に厚生年金保険に加入するか意向を聞かれ、加入を希望したことを憶えている。」と供述している。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月ごろから 55 年 4 月ごろまで  
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。社会保険完備の事業所を探して勤務したはずであり厚生年金保険に未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所（B市）が保管する出勤簿及び申立期間当時経理を担当していた事業主の妻の供述により、申立人は昭和 52 年 5 月 21 日から 55 年 3 月 22 日まで同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、申立期間当時、B市内には同一名称又は類似名称の適用事業所は見当たらない。

また、申立事業所の事業主は、開業して以来適用事業所になったことはなく、従業員には国民年金に加入するよう勧めていたとしている。

さらに、申立人が所持している昭和 55 年分給与所得の源泉徴収票によると、申立人の社会保険料控除額は 6,885 円であることが確認できる。当該控除額は、申立人が加入していたC国民健康保険組合の本人負担分の保険料に雇用保険料を加えた金額とほぼ一致していることが確認できる。

なお、申立人が保管している雇用保険被保険者離職票及び同事業所が保管している雇用保険被保険者資格喪失確認通知書に記載の給与額から試算した厚生年金保険料の本人負担分(昭和 55 年 1 月から 3 月)は 1 万円程度となることから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた状況はうかがえない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 5 月 1 日から同年 7 月 30 日まで  
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間については、勤労報  
国隊の一員として、A社（B県）で坑内作業員として勤務していたので、  
当該期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

商業登記により、A社は昭和 48 年 1 月 31 日に解散していることが確認でき、当時の事業主は所在不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚はA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できない上、同名簿により、申立期間当時に同社で被保険者であったことが確認できる 9 人は「申立人を記憶していない。」と供述していることから、申立人のA社における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間及びその前後の期間において、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月ごろから同年 12 月ごろまで  
申立期間については、A社（B県C市D町）に運転手として勤務していたので、厚生年金保険に未加入となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB県C市D町に所在した「A社」という名称の事業所に勤務していたとしているが、オンライン記録によると、C市内には、当該事業所と同一名称又は類似名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、申立人によれば、「A社」の本社はE県にあったとしているところ、申立期間当時、同県内にA社（平成8年11月15日、「F社」に名称変更）が厚生年金保険の適用事業所として存在し、その代表取締役の氏名は申立人の記憶と一致し、自宅住所地はC市D町であったことが確認されたものの、F社では、当時、C市内に事業所（工場）は無かったとしている。

さらに、F社は、過去の従業員名簿、社会保険等書類及び申立期間とその前後2年間に係る全従業員（パート・アルバイト社員を含む）の給与支払に関する書類を調査したが、申立人の氏名は無く、申立人は同社に在籍していなかったと思われると回答している。

加えて、A社に係るオンライン記録によると、申立期間及びその前後の期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も認められない。

その上、当時、申立人は、A社の代表取締役の住所地（C市D町）に存在したG事業所（平成4年9月25日、「H社」に名称変更。）に勤務していた可能性が推測されるものの、人事記録、給与関係書類は確認でき

ず、当時の事業主とも連絡が取れないほか、G事業所に係るオンライン記録によると、申立期間及びその前後の期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も認められない。

なお、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間当時、G事業所で厚生年金保険の被保険者となっていた従業員からも、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。